

<本校関係者が感染、濃厚接触等した場合の待機期間等一覧>

区分	感染した場合	濃厚接触者に特定された場合	その他感染者との接触が疑われる場合		濃厚接触者との接触が疑われる場合	発熱等の症状がある場合 (学生は別途指示されているとおり)
			4. ①	4. ②		
本文中の該当番号	1.	3.	4. ①	4. ②	5	6.
登校、出勤等の時期、自宅待機等	登校、出勤等の時期は、保健所や医療機関の指示に従う。	保健所等の指示に従い、感染者との接触日を0日として7日間を経過するまで自宅待機とし、当該期間経過後に登校、出勤等する。保健所が7日間経過後の自宅待機を指示している場合はそれに従う。	リスク管理室の調査により濃厚接触者に準ずる者と判断した場合  感染者との接触日を0日として7日間の自宅待機を行う。	リスク管理室の調査により濃厚接触者に準ずる者と判断しなかった場合  感染者との接触日を0日として2日間経過しても保健所から連絡がない場合およびリスク管理室の調査により濃厚接触者に準ずる者に該当しないと判断した場合は、自宅待機は終了とする。ただし、感染者との接触日を0日として7日間の行動（常時マスクの着用等）を慎重に行うことを要請することがある。	濃厚接触者との接触が疑われることが判明した場合は、状況により自宅待機を要請することがある。自宅待機の必要がないと判断した場合でも、濃厚接触者の待機期間に該当する期間の行動（常時マスクの着用等）を慎重に行うことを要請することがある。	症状が治まった日の翌日から2日間自宅待機